

入札説明書

本調達は、「調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)」(以下「システム」という。)を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

1 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
熊本国税局総務部次長 宮原 雅史
- (2) 所属する部局 熊本国税局
- (3) 所在地 〒860-8603
熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟

2 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名
中津合同庁舎空調機保守管理業務
- (2) 調達案件の仕様等
「中津合同庁舎空調機保守管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履行期間
「仕様書」のとおり

3 入札方法

- (1) 入札書には、「仕様書」に定める業務に係る一切の費用を含んだ総価を記載すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、10%に相当する額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
又は、当該参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加審査を受け、競争参加資格者名簿に登載され、当該等級に格付けされた者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

5 証明書等の提出

入札に参加しようとする者は、次に示された資料（以下「証明書等」という。）を提出し、当方の審査を受けなければならない。

なお、審査に合格しなかった場合は、入札に参加することはできないものとする。

- ・ 応札条件等証明書
- ・ 指名停止等に関する申出書
- ・ 誓約書（役員等名簿を含む）
- ・ 「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
- ・ 委任状（復代理人が入札する場合は2部）
- ・ 業務の一部再委託の内容（業務の一部を再委託する場合）
- ・ 紙による入札への参加について（紙による入札への参加の場合）
- ・ 第2種冷凍機械責任者の証明書の写し

6 入札書及び証明書等(以下「入札書等」という。)の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

入札書の提出は、次のいずれかの方法により提出すること。

- ① システムによる提出
- ② 紙による提出

紙による入札書等の提出を希望する場合には、以下の場所に提出すること。

熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本国税局総務部会計課経費係

- ③ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による提出
- ④ 上記①から③以外の方法による入札書等の提出を希望する場合には、下記6(2)に示す証明書等の受領期限までに下記15(3)イの問い合わせ先に連絡すること。

(2) 証明書等の受領期限

令和8年3月11日（水）17時00分

(3) 入札書の受領期限

令和8年3月12日（木）17時00分

7 入札説明会の実施

実施しない。

8 開札の日時及び場所

令和8年3月13日（金）13時45分 熊本国税局入札室

ただし、同日に複数の開札があるため、開札時間が後ろ倒しになる場合がある。

9 質問書の提出

仕様書に関し質疑等がある場合は、次のいずれかの方法により質問すること。

(1) システムによる質問

システムの「質問回答」により、次の期限までに質問を登録すること。

令和8年3月4日（水）17時00分

(2) 紙による質問

質問書(A4判で様式は適宜)を作成し、上記(1)の期限までに上記6(1)の入札書等の提出場所へ提出すること。

(3) 上記(1)及び(2)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

なお、システムによるものは、システム上でも閲覧することができる。

イ 閲覧日時

令和8年3月12日（木）17時00分 までの開庁日

9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

ロ 閲覧場所

〒860-8603 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟

熊本国税局総務部会計課経費係

10 入札の実施方法

(1) 共通事項

イ 競争入札に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書を十分承知しておくこと。

なお、システムによる入札の場合、上記とともに調達ポータル・電子調達システム利用規約（調達ポータルサイトに掲載）を十分承知しておくこと。

ロ 前項の事項その他に関し疑問の点があるときは、事前に説明を求め十分承知しておくこと。

ハ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ニ 入札後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

ホ 開札後、システムにおいて入札参加者全員の商号又は名称及び入札金額を公開するものとする。

(2) 証明書等の提出方法

証明書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

イ システムによる証明書等の提出

システムにおいて、上記5に定める証明書等を上記6(2)の受領期限までに電子ファイル（一部の書類について紙で提出することも可。）にて提出し、審査に合格しなければならない。

なお、マイナンバーカードを用いて入札する場合は、証明書等の提出もマイナンバーカードを用いて提出しなければならない。

ロ 紙及び電子媒体による証明書等の提出

上記5に定める証明書等を、上記6(2)の受領期限までに紙及び電子媒体にて提出し、審査に合格しなければならない。

(3) 入札書の提出方法

入札書は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。ただし、証明書等を紙及び電子媒体で提出した者は、システムによる入札書の提出はできない。

イ システムによる入札書等の提出

(イ) システムにおいて、上記6(3)の受領期限までに入札書を提出しなければならない。

(ロ) 代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）が入札する場合（マイナンバーカード

を用いて入札する場合を除く。)は、上記6(3)の受領期限までにシステムの委任機能により委任状を作成し、承認しなければならない。

ロ 紙による入札書等の提出

- (イ) 入札書を直接提出する場合は封筒に封入し、かつ、その封皮に入札者氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「3月13日開札『中津合同庁舎空調機保守管理業務』の入札書在中」と朱書きし、上記6(3)の受領期限までに提出しなければならない。
- (ロ) 入札書を、郵便等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮には、「3月13日開札『中津合同庁舎空調機保守管理業務』の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様の朱書きをし、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、上記6(1)宛に6(3)の受領期限までに必着するように送付しなければならない。
- (ハ) 代理人等が入札する場合は、上記6(2)の受領期限までに委任状を提出するか、システムの委任機能により委任状を作成し、承認しなければならない。

なお、委任状を提出する場合は、入札書に同封しないこと。

- (ニ) 入札書には、電子くじ番号(任意の3桁の数字)を併せて記載すること。

ハ 上記イ・ロ以外の電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の要件

次の各号に該当する入札書は無効とする。

イ システム又は紙による入札の場合において、次に該当する入札書

- (イ) 上記4に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書
- (ロ) 明らかに連合によると認められる入札書
- (ハ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (ニ) その他その意思表示が民法上無効とされる入札書

ロ システムによる入札の場合において、次に該当する入札書

- (イ) システムの利用規約に違反した者の入札書
- (ロ) 入札書に添付された電子証明書の氏名と委任状(システムの委任機能を利用した場合も含む)に記載された受任者の氏名が相違している入札書
- (ハ) 入札書に内訳書を添付する場合で、入札内訳書の添付及び記載が無い入札書及び入札書に記載された金額と内訳書に記載された金額が相違している入札書

ハ 紙による入札の場合において、次の各号に該当する入札書

- (イ) 入札金額、入札件名、入札者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)のいずれか又はすべての記載がない入札書
- (ロ) 代理人等が入札する場合には、入札者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)及び代理人等であることの表示並びに当該代理人等の氏名の記載がない入札書
- (ハ) 入札件名の記載に重大な誤りがある入札書
- (ニ) 入札金額の記載が明確でない、又は入札金額の計算等に誤りがある入札書
- (ホ) 入札金額の記載を訂正した入札書であって、その訂正について入札者又は代理人等が訂正したことが明らかでない入札書
- (ヘ) 入札書の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)又は代理人等の氏名が明確でない入札書
- (ト) 2通以上による入札書

(5) 開札手続き等

開札手続きは、紙による入札等を含め、システムにより処理するものとする。

イ システムによる入札者又はその代理人等は、再度の入札に備え、開札時にはシステムを立ち上げたパソコンで開札状況を確認し、再度の入札書等を提出できるようにすること。

ロ システムにより入札した者が再度の入札書の提出を紙で行おうとする場合は、上記イによらず、入札者又はその代理人等が開札に立ち会うものとする。

ハ 紙による入札者又はその代理人等は、開札に立ち会うものとする。

ニ 紙により入札した者が再度の入札書の提出をシステムにより行おうとする場合（証明書等の提出をシステムにより提出した者に限る。）は上記ハによらず、上記イによること。

ホ 上記ロ及びハにおいて、入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、入札に関係のない当方の職員が立ち会い開札する。

(6) 再度の入札

イ 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、辞退したものとする。

ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

ロ 再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ハ 開札に立ち会う入札者又はその代理人等は、契約担当官等により開札手続きの終了を告げられるまで若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所からの退出はできない。

また、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したもののみなす。

(7) 同価の入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定する。

イ システムによる入札者又はその代理人等は、システムで入札書を提出する際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力すること。

ロ 紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない当方職員が電子くじ番号を代わって決定する。

(8) 入札の延期等

イ 入札者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

ロ 災害やシステム障害等が発生した場合であって、競争入札を執行することができない状態にあると認められるときは、別途指示するので指示に従うこと。

11 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 入札保証金及び契約保証金

免除する。

13 契約書作成の要否

- (1) 契約締結に当たっては、「契約書（案）」により契約書を作成するものとする。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に、10%に相当する額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を加算した金額とし、契約金額の表示は消費税額及び地方消費税額を内書で記載する。
- (3) 契約締結後、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。
また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第4条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

14 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

15 その他

(1) 提出書類

- イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ロ 一旦受領した書類は返却しない。
- ハ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、契約担当官等が特に必要を認めた場合を除き認めない。

(2) 落札者に要求される事項

この一般競争入札の落札者は、別途、当方職員の指示に従い入札金額の内訳書を提出しなければならない。

(3) 予算

本件入札に係る契約は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。本件の場合には、令和8年度予算が令和7年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和8年4月1日となる。

(4) 問い合わせ先

イ 入札及び仕様書に関すること

〒860-8603 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟
熊本国税局総務部 経費係 神野
電話番号 096-354-6171 内線 6062

ロ システムに関すること

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク
電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等）

調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA02/OZA0201>)

中津合同庁舎空調機保守管理業務仕様書

中津合同庁舎管理庁熊本国税局長（以下「管理庁」という。）が管理する中津合同庁舎の空調機保守管理業務については、本仕様書に基づき業務を履行するものとする。

なお、管理庁は中津税務署長を中津合同庁舎統括管理者（以下「統括管理者」という。）に指定する。

1 業務の内容等

業務の詳細及び機器については、別添「保守点検項目」のとおりとする。

2 一般留意事項

業務実施に当たっては、熊本国税局総務部会計課経費係及び統括管理者（以下「甲」という。）と日程等について十分な協議を行った上で年間作業工程表（日付の記載があるもの）及び緊急時連絡先を作成し甲へ提出する。

また、受託者（以下「乙」という。）は、履行場所における器具・備品の破損又は盗難に善良なる管理者としての注意を払うとともに、甲が指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うほか、以下の留意事項を遵守する。

点検実施日については、事前に甲と協議の上決定し、点検作業は、開庁日の8時30分から17時の間に実施する。

なお、業務の実施予定日の14日前までに、乙は甲に対し、業務内容、実施予定日時等を書面により連絡し、甲の承認を得ることとする。

(1) 作業員等

イ 乙は、契約締結後、直ちに作業員名簿（作業責任者を表示すること。）を作成し、その身分、住所、氏名及び資格等（吸収式冷温水発生機の点検に従事する者についてはその職歴等を必ず記載すること。）について、甲宛提出することとする。

なお、作業員を変更する場合は、変更理由及び変更作業名を業務開始までに書面にて提出するものとする。

ロ 作業員は、社名入りの統一した制服若しくは名札を着用するものとする。

また、被服は努めて清潔にするものとし、言語動作に注意し、他の者に不快の念を与えないよう注意するものとする。

ハ 作業員については、当該業務の性質上、最も経験が豊富でかつ堅実な人物を選定し、限定するものとする。

なお、作業員の中に本業務の履行について著しく不適當な者がいると認められる場合には、甲は必要な措置を要求することができるものとする。

ニ 作業実施に伴う作業員の疾病、傷害、その他の事故については、乙の責任において措置する

ものとする。

ホ 本業務の実施に当たっては、従業員に発熱等の風邪症状が見られた場合には、他の作業員を従事させる。

(2) 施設の利用

イ 甲は、作業を実施するために必要な諸施設を乙に無償で使用させるものとする。

ロ 乙は、作業を実施するために必要な施設は、常に整理整頓し善良な管理者としての注意のもと利用するものとする。

ハ 作業を実施するために要する電気、水道、ガス等の経費については、甲の負担とする。

ニ 乙は、電気、水道、ガス等の使用については、極力節約し、効率的に使用しなければならない。

(3) 乙は監督職員の指示に従い業務を実施し、業務終了後には次の書類を甲に提出して報告する。
なお、書類の様式については、契約締結後速やかに甲に書面により提出し、承認を得た様式を使用する。

イ 点検業務を実施した場合

点検結果報告書（通常点検用）（業務完了後速やかに）

ロ 甲からの故障等の連絡に対応した場合

点検結果報告書（随時点検用）（業務完了後速やかに）

(4) その他冷暖房機器の故障時の連絡及び対応等

イ 乙は、業務実施において、施設、設備等に損傷又は故障個所を発見した時及び庁舎管理上支障を来すおそれのある場合は、速やかに甲にその内容及び修理に要する費用等を報告する。

ロ 甲から冷暖房運転期間中に故障等の連絡を受けたときは、速やかに技術員を派遣して随時点検を実施し、その故障原因の解明に努め、その内容及び修理に要する費用等を報告する。

(5) その他

イ 乙は、業務実施に当たっては、関係法令を遵守し、誠実、迅速かつ効率的に行うものとし、職員の執務に支障を来さないように配慮する。

ロ 業務実施において、発生及び収集した塵等は、乙の負担により廃棄するものとする。

3 検査確認

乙は、業務実施の都度、甲が指定する検査職員（以下「検査職員」という。）から業務についての合否の判定を受け、四半期に係る点検結果報告書総括表及び各業務の点検結果報告書（報告書には、点検前、点検中、点検後及び劣化状況等を示す写真及び図面等を添付）を作成の上、甲へ提出し、本業務についての最終的な合否の判定を受けることとする。

また、検査職員から業務に関する資料の提出を求められた時は、これに応じなければならない。

4 損害賠償責任

業務従事者の故意又は過失により庁舎の備品並びに第三者に損害を与えた時は、乙は直ちに甲に報告するとともに、その賠償の責任を負うものとする。

5 その他

- (1) 甲は、乙の作業員が実施する業務に際しては、スムーズに完了するよう協力するものとする。
- (2) 乙は、本仕様書で作業する月を定めている業務について、本仕様書と異なる月に業務を行うこととなった場合は、速やかに甲に連絡するとともに、その理由を甲に書面で提出する。
- (3) 本仕様書及び契約書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によることとし、不明な点や疑義が生じた場合は、その都度、甲と協議の上、解決に当たるものとする。
- (4) 乙は、空調設備の維持管理のため、日常管理工法や関係法令改正の連絡等の情報を甲に提供するサービスを実施すること。

また、経年等により、今後修理を要すると思われる箇所については、写真を添付し、理由及び修理費等を記載した適宜の様式で報告すること。

- (5) 吸収式冷温水発生機については、高度技術力及び判断力並びに作業指導等の総合的な技術を有し、実務経験10年程度以上の者で既設機器の冷凍能力同等以上（メーカーは問わない）の保守の実績を持つ第2種冷凍機械責任者により保守を実施すること。

また、下請等を利用して吸収式冷温水発生機の保守を実施する場合は、既設機器のメーカーが認定する冷熱製品管理技術認定者により実施すること。

- (6) 乙は、請求書作成に当たっては、請求内容に誤りがないことを確実に確認し、誤りがあった場合は、その理由及び改善策を熊本国税局総務部会計課経費係へ書面で提出する。
- (7) 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (8) 不明な点や疑義が生じた場合は、甲と協議することとし、乙が独断で施工してはならない。
ただし、独断により施工した場合については、乙の負担とする。

6 応札者の条件

提供サービスの信頼性を確保するための業務管理及び運営体制が本仕様書に示す基準を満たしていること。

業務実施時のトラブルに対応するため緊急時連絡体制図を作成し、責任者が速やかにトラブルに対応できる十分な体制があること。

作業実施前提出書類を指定の期日までに提出できるものであること。

7 検査職員及び監督職員

中津税務署における検査職員は総務課長（不在の場合は税務署長）、監督職員は総務係長とし、契約締結時に決定する。

別添

保 守 点 検 項 目

1 吸収式冷温水発生機

(1) 運転終了後の点検、運転前整備及び保守作業・・・冷房運転前及び暖房運転前点検時に実施

- イ 冷媒液量の点検（暖房運転前点検時のみ実施）
- ロ 溶液サンプリング及び分析試験（使用状況に応じて溶液を補充）
- ハ 本体付属バルブ切替
- ニ 保安装置確認
 - （イ）サーモスタット関係確認
 - （ロ）圧カスイッチ関係確認
 - （ハ）炎検出器清掃
- （ニ）断水スイッチ関係確認
- ホ 気密状態確認（不良の場合は補修）
- ヘ 高温再生器油関係漏洩確認
- ト 吸収器、凝縮器水室内水抜き作業（暖房運転前点検時のみ実施）
- チ 電気回路絶縁測定
- リ 試運転調整
 - （イ）各保安装置設定確認
 - （ロ）自動制御装置確認
 - （ハ）燃焼確認及び調整
- （ニ）抽気操作（真空ポンプによる）
- （ホ）総合運転調整及びデータ採取
- ヌ その他運転開始に必要な措置

(2) 運転期間中の巡回・点検作業・・・・・・・・冷房運転中点検及び暖房運転中点検時に実施

- イ 運転状況調査
- ロ 抽気操作（必要に応じて）

(3) 配管の清掃作業・・・・・・・・冷房運転前及び暖房運転前点検時に実施

煙管清掃作業（廃材処理含む）及びばい煙測定

2 冷却塔・・・・・・・・冷房運転前、冷房運転中（期間中2回実施）及び暖房運転前点検時に実施

(1) 作業前点検（本体損傷の有無、養生）

- (2) 外観点検（据付状態・周辺の良否）
- (3) 電気回路点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
- (4) 充填剤及びブルーバー点検（損傷・汚れの点検）
- (5) 水槽内外点検清掃
 - （水槽点検清掃及びストレーナー点検清掃）
 - （水抜き（暖房運転前点検時のみ実施））
- (6) 給水装置点検（ボールタップの点検、漏れ・水位確認点検）
- (7) 散水装置点検（散水口点検清掃（冷房運転前点検時のみ実施））
- (8) 送風機点検（ベルト・プーリー点検、軸受点検給油、ファンローター点検）
- (9) 運転調整データ採取（異音・異常振動の有無、運転調整点検、熱交換状況の判定）
- (10) 作業時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧、養生撤収）
- (11) 冷却水の水質管理
 - イ 水質検査（冷房運転中点検時のみ実施）
 - ロ レジオネラ検査（上記イのうち初回のみ実施）
 - ハ 冷却水処理剤（内外化学製品㈱製 RCC-110 パック剤及び RCC-310 パック剤と同等品以上（年間使用予定数量：各 8 個））
 - (イ) 冷却水処理剤を請負者負担にて調達し、適正適量を投入（冷房運転前点検時に実施）
 - (ロ) 不足量の補充（冷房運転中点検時のみ実施）

3 ポンプ類・・・・・・・・・・・・・・・・冷房運転前点検時に実施

- (1) 作業前点検（本体外観・周囲の状況）
- (2) 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作版内点検清掃）
- (3) 計器類点検（破損、針の振れ）
- (4) 弁類点検（漏れ・破損の有無）
- (5) 駆動部系統点検（カップリングゴム磨耗点検、ベルト点検、芯だし点検調整）
- (6) 軸受部点検（潤滑油量・汚れ、異音・異常振動の有無）
- (7) 軸封部点検（漏れ・発熱の有無）
- (8) 運転調整及びデータ採取（異音・異常振動の有無、運転調整点検、総合点検）
- (9) 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

4 製缶類・・・・・・・・・・・・・・・・冷房運転前点検時に実施

- (1) 作業前点検（警報停止、本体外観・周囲の状況）
- (2) 外観点検（配管類点検、塗装・断熱材の良否）

- (3) 液面制御装置点検（ボールタップ作動点検、フロートスイッチ点検、警報装置作動点検）
- (4) 内部・外部の防触塗装点検（膨張タンク、補給水槽）
- (5) 運転状況点検（異音、異常振動の有無、運転調整点検）
- (6) 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

5 ユニット型空気調和機・・・・・・・・・・冷房運転前及び暖房運転前点検時に実施

- (1) 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- (2) 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
- (3) 送風機系統点検（ベルト・プーリー点検、軸受点検給油、ファンローター点検）
- (4) 熱交換器系統点検（ファンコイル点検清掃、断熱材点検）
- (5) 排水系統点検（ドレンパン点検清掃、ドレン通水テスト）
- (6) 空気清浄装置点検（プレフィルター清掃、メインフィルター清掃）
- (7) 加湿装置点検（動作確認（暖房運転前点検時のみ実施））
- (8) 全熱交換器点検（ろ材エレメント点検、ベルト点検、動作確認）
- (9) 冷温水系統点検（漏れの確認）
- (10) 運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
- (11) 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

6 電気集塵器・・・・・・・・・・冷房運転前点検時に実施

- (1) 作業前点検（養生、本体損傷の有無）
- (2) 外観点検（据付状態の良否、囲環境の良否）
- (3) 放電線点検（接続・断線の有無）
- (4) 復旧作業（本体復旧、運転確認）
- (5) 作業終了時点検（養生撤去）

7 ファンコイルユニット・・・・・・・・・・冷房運転前点検時に実施

- (1) 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- (2) 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
- (3) 送風機系統点検（ファンローター点検、モーター異音）
- (4) 熱交換器系統点検（ファンコイル点検）
- (5) 排水系統点検（ドレンパン点検清掃、ドレン通水テスト）
- (6) 空気清浄装置点検（フィルター点検清掃）
- (7) 冷温水系統点検（漏れの確認）

- (8) 運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
- (9) 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

8 送風機・・・・・・・・・・・・・・・・冷房運転前点検時に実施

- (1) 作業前点検（運転状態の把握、本体腐食損傷の有無、養生）
- (2) 据付状態の点検（本体据付状態、防振装置異常の有無、カバー等据付状態・支持金物等点検）
- (3) 電気系統点検（絶縁抵抗測定、各端子増し締め、盤内点検清掃）
- (4) 送風機点検（ファンローター点検、軸受点検清掃、ベルト・プーリー点検清掃）
- (5) 付属部点検（ダクト・ダンパー類点検、吸込口・吹出口・エアフィルター点検清掃）
- (6) 制御回路点検調整（各制御機器、制御配線）
- (7) 運転調整及びデータ採取（異音・異常振動の有無、回転方向の確認搬送状況の判定、各計器による総合判断）
- (8) 作業終了時点検（カバー清掃、養生撤収、スイッチ・設定の確認）

9 パッケージエアコン・・・・・・・・冷房運転前及び暖房運転前点検時に実施

- (1) 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- (2) 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
- (3) 冷媒系統（ガスリークテスト、冷媒配管外点検）
- (4) 送風機系統点検（ベルト・プーリー点検、軸受点検給油、ファンローター点検）
- (5) 熱交換器系統点検（ファンコイル点検清掃、断熱材点検）
- (6) 保安装置点検（高圧動作試験）
- (7) 排水系統点検（ドレンパン点検清掃及びドレン通水テスト）
- (8) 運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
- (9) 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

* 本仕様書による作業箇所が、被覆材に覆われている等の理由により、作業に相当な労力等を要することが想定される場合は、その旨を監督職員に報告し、指示に従うこととする。

* 過去の点検結果報告書を参考の上、本仕様書に記載がなくとも業務上当然必要とされる事項については、点検・調整・整備を行う。

* 作業の実施において、管理庁及び統括管理者が提供する物品は次のとおりとする。

- 1 保守に必要な燃料、電気及び水
- 2 有償項目については、別途協議する。

※ 空調設備機器設置台数等については、参考のとおり

空調設備機器設置台数等

中津

細目	機種又は型式	メーカー	数量	備考
【吸収式冷温水発生機】				
吸収式冷温水発生機	TSA-AUW-120E1GL	三洋電機㈱	1	冷凍能力：378000Kcal/H
【冷却塔】				
冷却塔	SKB-110GR	空研工業㈱	1	屋上設置
【ポンプ類】				
ポンプ	100×80FS4I615	荏原製作所	1	冷却水ポンプ
ポンプ	80×65FS4H65.5	エバラ	2	冷温水一次ポンプ
ポンプユニット	32BNBME 0.75N	エバラ	1	給水ポンプ (32MDPA2 6.75) 2台
ポンプユニット	40BNBMD 2.2A	エバラ	1	雨水利用用 (40MDPA3 62.2) 2台
【製缶類】				
膨張タンク	TH01325	勝ベルテクノ	1	鋼板製・600*600*650
【ユニット型空調和機】				
空調和器	FY-15UAV-T	ナショナル	1	1階系統 (1階機械室内設置)
空調和器	FY-30UAV	ナショナル	1	2階系統 (2階機械室内設置)
空調和器	FY-10UTX-U	ナショナル	2	1階書庫系統 (1階機械室内設置)、3階共用会議室 (屋上ファン室設置)
空調和器	FY-25UAV-T	ナショナル	1	3階系統 (3階機械室内設置)
空調和器	FY-08UTX-U	ナショナル	1	3階税務署会議室 (屋上ファン室内設置)
【電気集塵器】				
電気集塵器	NE-HM180CLTS	東洋空調和機	1	1階機械室内設置
電気集塵器	NE-HB220CLTS	東洋空調和機	2	2、3階機械室内設置
【ファンコイルユニット】				
ファンコイルユニット	RF25CDLB		2	1階、2階に各1個
ファンコイルユニット	RF35CDLB		8	1階 (3個)、2階 (5個)
ファンコイルユニット	RF45CDLB		5	1階 (5個)
ファンコイルユニット	RF65CDLB		2	1階 (2個)
ファンコイルユニット	RF208FIB		11	2階 (8個)、3階 (3個)
ファンコイルユニット	RF308FIB		12	2階 (2個)、3階 (10個)
ファンコイルユニット	RF368FIB		3	2階 (3個)
ファンコイルユニット	RF608FIB		1	2階 (1個)
ファンコイルユニット	RF408FIB		1	3階
【送風機】				
片吸込多翼送風機 床置形	SRM3型	エバラ	1	4階
片吸込多翼送風機 天吊形	—	エバラ	16	1階 (4個)、4階 (12個)
ミニシロッコファン 天吊形	—	エバラ	13	1階 (3個)、2階 (3個)、3階 (4個)、4階 (3個)
消音ボックス付送風機	—	エバラ	1	2階
斜流送風機 (耐湿型)	—	エバラ	1	2階
【パッケージエアコン】				
パッケージエアコン (室外機)	RZRP112BCE	ダイキン	1	
パッケージエアコン (室内機)		ダイキン	1	税務署長室 天井埋込カセット型
パッケージエアコン (室内機)		ダイキン	1	3階電算機室 天井埋込カセット型
パッケージエアコン (室外機)	RAS-AP224SSR	日立	1	ビル用マルチエアコン室外機 (2階労働基準監督署事務室)
パッケージエアコン (室内機)	RCID-GP71K2	日立	1	2階労働基準監督署署長室、天井カセット型 (2方向)
パッケージエアコン (室内機)	RCID-GP36K2	日立	1	2階労働基準監督署認定室、天井カセット型 (2方向)
パッケージエアコン (室内機)	RCID-GP28K2	日立	2	2階会議室、天井カセット型 (2方向)
パッケージエアコン (室外機)	RCI-GP56KRSH6	日立	1	
パッケージエアコン (室内機)		日立	1	2階伝送機械室、天井カセット型 (4方向)

細目	機種又は型式	メーカー	数量	備考
【自動制御装置】				
自動制御装置	熱源制御		1	
	冷却水制御		1	
	空調機制御		6	
	外気処理フィルター制御		1	
	ファンコイルユニットゾーン制御		24	
	ファン巻停制御		3	
	水槽監視		4	
	緊急遮断弁制御		1	
中央監視盤	SAVIC-NET 1 0	山武計装	1	3階事務室内設置

応札条件等証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

所在地

氏名又は

会社名

代表者氏名

当社は、「中津合同庁舎空調機保守管理業務」の入札に関し、仕様書中の条件をすべて満たしていることを証明するため、証明書類を別添のとおり提出いたします。

連絡先

所属	氏名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

所在地

氏名又は

会社名

代表者氏名

「中津合同庁舎空調機保守管理業務」の入札に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本入札には参加いたしません。

連絡先

所属	氏名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

誓約書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

令和 年 月 日

住所（または所在地）

社名及び代表者名

連絡先

所属	氏名	電話番号	メールアドレス

※ 名刺を添付することで、記載を省略することができる。

※ 添付書類：役員等名簿

(別紙)

役員等名簿

法人（個人）名：

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男・ 女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名（フリガナ）」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

住 所

会社名

代表者

(又は代理人)

下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

代理人 住 所

(又は復代理人)

役職名

氏 名

1 委任事項

- (1) 「中津合同庁舎空調機保守管理業務」の入札に関する一切の権限
- (2) 復代理人の選任に関する一切の権限

2 委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(証明書等の提出日 ~ 開札を行う日)

以上

連絡先

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

業務の一部再委託の内容

令和 年 月 日
(申出書提出日)

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

○ 入札件名 : 中津合同庁舎空調機保守管理業務

○ 委託予定先の内容

名 称				
本 店	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
代 表 者	役 職			
	氏 名			
設 立 年 月 日				
企 業 概 要				
委託予定の業務内容				
委託の必要性				
委託先がアクセスする情報の範囲		(要保護情報を取り扱う場合に記載)		
委託先における当該情報の取扱い		(要保護情報を取り扱う場合に記載)		

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

(注 意 事 項 等)

- 1 競争に参加する者は、本件入札に係る業務の一部を再委託する予定がある場合には、証明書等の受領期限までに、当該書類を支出負担行為担当官に提出すること。
- 2 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 3 「委託の必要性」については、「技術的に可能となる理由」又は「適正な費用で実施可能となる理由」等について記載すること。
- 4 再委託先に要保護情報を扱わせる可能性がある場合は、「再委託先における情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制に関する計画書」を別途作成し、併せて、提出すること。(任意様式)
- 5 再委託先に要保護情報を扱わせる可能性がある場合は、再委託先が競争に参加する者と同等の情報セキュリティ水準を具備すべきことが、当該再委託先と受託先との契約において定められる予定であることを証する書面を、併せて、提出すること。(任意様式)
- 6 再委託の内容等に関し、説明若しくは資料の提出を求められた場合には、それに応じること。
- 7 契約締結後は、支出負担行為担当官に「業務委託承認申請書」を提出し、その承認を得ること。

紙による入札への参加について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

当社（者）は、「中津合同庁舎空調機保守管理業務」の入札について、調達ポータルを使用して参加できないため、紙により入札に参加いたします。

○ 調達ポータルを利用して入札に参加できない理由

（記入例）

電子認証カードを令和〇年〇月〇日付で申請中であるが、手続が遅れているため。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

所在地

氏名又は
会社名
代表者

(代理人または復代理人)

氏名

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 中津合同庁舎空調機保守管理業務

2 入札金額

金額										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注)金額の数字はアラビア数字を用い、頭に¥を記入すること。

(注)入札金額は、「入札内訳書」の合計欄と一致すること。

3 電子くじ番号

--	--	--

(注)任意の3桁の数字を記入すること。

4 契約条件

契約書・仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

連絡先

所属	氏名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

業務委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

(申請者)

住所

会社名

代表者名

「中津合同庁舎空調機保守管理業務」に関する契約に基づき、次のとおり申請する。

○ 委託予定先の内容

名 称				
本 店	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
代 表 者	役 職			
	氏 名			
設 立 年 月 日				
委 託 開 始 年 月 日				
委 託 金 額 (円)				
拠 点	名 称			
	開 始 年 月 日			
	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
委 託 予 定 の 業 務 内 容				
委 託 の 必 要 性				

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

○ 処理整理欄 (処理決定日 : 年 月 日)

審査年月日	審査結果	承認又は不承認の理由	担当整理欄
担当課 . .	承認・不承認		
会計課 . .	承認・不承認		

※ 「処理整理欄」は、記載しないこと。

(注 意 事 項 等)

- 1 申請者は、契約締結後、速やかに業務委託承認申請書を提出すること。
なお、企画競争などの技術評価を行って業者を決定する場合は、事前に技術力の確認のため、申請書の提出を求める場合がある。
- 2 「委託金額（円）」については、業務委託先との契約金額を記載すること。
- 3 「拠点」において、当該法人が複数の拠点を有する際には、代表的な名称のみを記載し、同所在地欄にその拠点数を記載すること。
- 4 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 5 業務委託承認申請書には、委託先業者の資格審査等級決定通知書の写しを添付すること。
- 6 業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成 13 年 1 月 6 日最高情報セキュリティ責任者決定）第 4 部に基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。
- 7 業務委託承認申請書の内容に関し、当局から説明若しくは資料の提出を求められた場合は、それに応じること。
- 8 委託開始年月日前までに当局より不承認の連絡がない場合には、承認があったものとみなす。
- 9 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに書面により連絡すること。

契 約 書 (案)

末尾に記載する発注者（以下「甲」という。）と株式会社 ●●●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により「中津合同庁舎空調機保守管理業務」に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

（本契約の目的）

第2条 本契約では、別添「中津合同庁舎空調機保守管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき行う、中津合同庁舎空調機保守管理業務（以下「本業務」という。）に関する事項を定めるものである。

2 乙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第3条 業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

2 乙は、乙が業務を履行するために必要な要件を満たす履行場所を、乙の負担であらかじめ用意するものとする。

3 甲は、必要に応じて、前項の履行場所を視閲することができるものとする。

4 前2項の履行場所の要件及び乙が当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）とする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、●, ●●●, ●●●●円（内消費税額及び地方消費税額●●●, ●●●●円）

とし、甲が乙に支払う四半期毎の支払金額は、別紙1-1「支払金額内訳書」及び別紙1-2「支払金額明細書」のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（下請け、委託等の禁止）

第8条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

4 第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5 第2項ただし書にかかわらず、乙は、第20条第2項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。

6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。

（2）正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。

8 前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れない。

（応札条件の維持）

第9条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

（秘密の保持）

第10条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。

3 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をと

らなければならない。

- 4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙2の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第11条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(服務等)

- 第12条 乙は、業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
- 2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
 - 3 甲は、乙の従事者が不適当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。
 - 4 乙は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲に通知するものとする。

(監督等)

- 第13条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
 - 3 甲は、第8条第2項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

- 第14条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(期間の延長)

- 第15条 乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
 - 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して契約時点の政府契約支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額を遅延損害金として納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（検査）

- 第16条 乙は、本業務を終了したときには、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員をして検査を行わなければならない。
 - 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
 - 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
 - 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（契約金額の請求及び支払）

- 第17条 乙は、本業務を完了したときは、3か月毎に、第5条に定める金額に基づく作成した別紙1-2「支払金額明細書」の該当月分に係る金額を、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、契約金額の支払を甲に請求するものとする。
- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
 - 4 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

（業務完了後における説明等）

- 第18条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（契約不適合責任）

- 第19条 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

- (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
 - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(解 除)

- 第20条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
 - (6) 第16条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第19条に規定する甲の請求に応じないとき。
 - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は

清算に入ったとき。

- (11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第1項の解除をしない場合でも、乙に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 5 前2項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（本契約の任意解約等）

- 第21条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなる問わぬ金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第22条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

(2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第25条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

第24条 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者(甲と契約関係にある公認会計士等を含む。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

2 乙は、前項に規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

4 前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償を免れないものとする。

(損害賠償)

第25条 乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

第26条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ、契約時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年1月10日大蔵省告示8)に基づき計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ、契約時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年1月10日大蔵省告示8)に基づき計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第 28 条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第 29 条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(人権尊重努力義務)

第 30 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第 31 条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲 熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号
熊本地方合同庁舎 B 棟
熊本国税局
支出負担行為担当官
熊本国税局総務部次長 宮原 雅史

乙 ●●市●●町●●●●●●●●
株式会社 ●●●●●●●●●●
代表取締役 ●● ●●

支払金額内訳書

(業務名：中津合同庁舎 空調機保守管理業務)

(単位：円)

	月	1月毎の契約金額	支払金額	備考
第一四半期	令和8年 4月			
	令和8年 5月			
	令和8年 6月			
第二四半期	令和8年 7月			
	令和8年 8月			
	令和8年 9月			
第三四半期	令和8年10月			
	令和8年11月			
	令和8年12月			
第四四半期	令和9年 1月			
	令和9年 2月			
	令和9年 3月			
	計			

支払金額明細書

(業務名：中津合同庁舎 空調機保守管理業務)

期間	負担官署名	分担割合 (%)	分担金額 (円)	四半期毎 合計額 (円)
令和8年 4月～6月	熊本国税局 (中津税務署)			
令和8年 7月～9月	熊本国税局 (中津税務署)			
令和8年 10月～12月	熊本国税局 (中津税務署)			
令和9年 1月～3月	熊本国税局 (中津税務署)			
			年額	

個人情報に関する取扱い（第10条第5項）

（定義）

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂

行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙2と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙2上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。